

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	横浜町 国民年金システム 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横浜町は国民年金事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

横浜町長

## 公表日

平成31年6月17日

## 関連情報

### 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	国民年金法、国民年金法施行令及び国民年金法施行規則のほか、地方自治法に基づく国民年金市町村事務処理基準の定めるところにより行う。 特定個人情報ファイルは、国民年金に関する法律及び条令の規定に基づき、次の事務に使用する。  ①国民年金被保険者関係届書の受理 ②国民年金保険料の免除・学生納付特例の届出 ③国民年金保険料の法定免除の届出 ④老齢基礎年金・障害基礎年金 ⑤未支給年金・死亡一時金に係る請求・届書の受理
③システムの名称	宛名システム、国民年金システム

### 2. 特定個人情報ファイル名

- (1)宛名特定個人情報ファイル  
(2)国民年金ファイル

### 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第31項
--------	---------------------

### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施しない ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		

### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	町民課
②所属長の役職名	町民課長

### 6. 他の評価実施機関

### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	横浜町 総務課 ☎039-4145 青森県上北郡横浜町字寺下35 ☎0175-78-2111
-----	--

### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	横浜町 総務課 ☎039-4145 青森県上北郡横浜町字寺下35 ☎0175-78-2111
-----	--

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 1,000人以上1万人未満 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 1,000人未満(任意実施)</li> <li>2) 1,000人以上1万人未満</li> <li>3) 1万人以上10万人未満</li> <li>4) 10万人以上30万人未満</li> <li>5) 30万人以上</li> </ul>
いつ時点の計数か	平成31年5月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 500人未満 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 500人以上</li> <li>2) 500人未満</li> </ul>
いつ時点の計数か	平成31年5月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 発生なし ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 発生あり</li> <li>2) 発生なし</li> </ul>

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ○ ] 自己点検	[ ○ ] 内部監査
		[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

变更箇所